

昭和二十五年法律第二百二十八号

土地家屋調査士法

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 土地家屋調査士試験（第六条・第七（条））
- 第三章 登録（第八条―第十九条）
- 第四章 土地家屋調査士の義務（第二十―第二十五条）
- 第五章 土地家屋調査士法人（第二十六条―第四十一条）
- 第六章 懲戒（第四十二条―第四十六条）
- 第七章 土地家屋調査士会（第四十七条―第五十六条）
- 第八章 日本土地家屋調査士会連合会（第五十七―第六十二条）
- 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会（第六十三―第六十六条）
- 第十章 雑則（第六十六条の二―第六十八条）
- 第十一章 罰則（第六十九条―第七十八条）

第一章 総則

第一条 土地家屋調査士の使命

第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百三十一号に規定する筆界をいう。第三号第一項第七号及び第二十五号第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

第二条 調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを用い、第五号において同じ。）の作成

四 筆界特定の手続（不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六 前各号に掲げる事務についての相談

七 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができ民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受けて、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができる認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

八 前号に掲げる事務についての相談

九 前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。

一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員であること。

四 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみに前項第一号の指定をするものとする。

一 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものと法務省令で定める基準を満たすものであること。

二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

四 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

五 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

六 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

七 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

八 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

九 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

一 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものと法務省令で定める基準を満たすものであること。

二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

四 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

五 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

六 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

七 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

八 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

九 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十一 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十二 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十三 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十四 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十五 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十六 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十七 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十八 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

十九 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

二十 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

二十一 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

二十二 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

二十三 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

八 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十七条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

第二章 土地家屋調査士試験（試験の方法及び内容等）

第六条 法務大臣は、毎年一回以上、土地家屋調査士試験を行わなければならない。

前項の試験は、筆記及び口述の方法により行う。

筆記試験は、不動産の表示に関する登記について必要な次に掲げる事項に関する知識及び技能について行う。

一 土地及び家屋の調査及び測量

二 申請手続及び審査請求の手続

三 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、前項第二号に掲げる事項に関する知識について行う。

四 前項第二号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。

一 測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者

二 筆記試験に合格した者

三 筆記試験に合格した者

四 筆記試験に合格した者

五 筆記試験に合格した者

六 筆記試験に合格した者

七 筆記試験に合格した者

八 筆記試験に合格した者

九 筆記試験に合格した者

十 筆記試験に合格した者

十一 筆記試験に合格した者

十二 筆記試験に合格した者

十三 筆記試験に合格した者

十四 筆記試験に合格した者

第七条 法務省に、前条第一項の試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地家屋調査士試験委員を置く。

土地家屋調査士試験委員は、前条第一項の試験を行なうについて必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法務大臣が任命する。

前二項に定めるもののほか、土地家屋調査士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 登録

(土地家屋調査士名簿の登録)

第八条 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会(以下「調査士会連合会」という。)に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

(登録の申請)

第九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第十条 調査士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第六十二条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 第五十二条第一項の規定による入会の手続をとらないとき。

二 心身の故障により調査士の業務を行うことができないとき。

三 調査士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他調査士の職責に照らし調査士としての適格性を欠くとき。

2 調査士会連合会は、当該申請者が前項第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

(登録に関する通知)

第十一条 調査士会連合会は、第九条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、調査士会連合会の上級行政庁とみなす。

(所属する調査士会の変更の登録)

第十三条 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に、所属する調査士会の変更の登録の申請をしなければならない。

2 調査士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する調査士会にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の申請をした者が第五十二条第一項の規定による入会の手続をとっていないときは、調査士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

第十四条 調査士は、土地家屋調査士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する調査士会の変更を除く。)が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第十五条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 調査士となる資格を有しないことが判明したとき。

四 第五条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

2 調査士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該調査士が所属し、又は所属していた調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第十六条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消すことができる。

一 引き続き二年以上業務を行わないとき。

二 心身の故障により業務を行うことができないとき。

2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出ることができる。

(登録及び登録の取消しの公告)

第十八条 調査士会連合会は、調査士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十九条 法務大臣は、必要があるときは、調査士会連合会に対し、その登録事務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

(事務所)

第二十条 調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

第二十一条 調査士は、法務省令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

(依頼に依る義務)

第二十二条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼(第三条第一項第四号及び第六号(第四号に関する部分に限る。))に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。)を拒んではならない。

第二十三条 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。

2 調査士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号から第六号(第四号及び第五号に関する部分に限る。)までに規定する業務(以下「筆界特定手続代理関係業務」という。)を行つてはならない。ただし、第三号及び第七号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(第三条第一項第五号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第七号において同じ。)の相手方からの依頼による他の事件

四 調査士法人(第二十六条に規定する調査士法人をいう。以下この条において同じ。)の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したものである

五 調査士法人の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認め

められるものであつて、自らこれに關与したものの

六 調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に關するものとして受任している事件

七 調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に關するものとして受任している事件(当該調査士が自ら關与しているものに限る。)の相手方からの依頼による他の事件

3 第三条第二項に規定する調査士は、前項各号に掲げる事件及び次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならない。ただし、同項第三号及び第七号に掲げる事件並びに第二号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 調査士法人(民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。)の社員である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に關するものとして受任している事件(当該調査士が自ら關与しているものに限り、第三条第一項第五号に規定する業務に關するものとして受任しているものを除く。)の相手方からの依頼による他の事件

二 調査士法人の社員である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に關するものとして受任している事件(当該調査士が自ら關与しているものに限り、第三条第一項第五号に規定する業務に關するものとして受任しているものを除く。)の相手方からの依頼による他の事件

(虚偽の調査、測量の禁止)
第二十三条 調査士は、その業務に關して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

(会則の遵守義務)
第二十四条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

(秘密保持の義務)
第二十四条之二 調査士又は調査士であつた者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(研修)
第二十五条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その

資質の向上を図るよう努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に關する慣習その他の調査士の業務に關する知識を深めるよう努めなければならない。

第五章 土地家屋調査士法人(設立)
第二十六条 調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人(調査士の業務を行うことを目的として、調査士が設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。)を設立することができる。

第二十七条 調査士法人は、その名称中に土地家屋調査士法人という文字を使用しなければならない。
第二十八条 調査士法人の社員は、調査士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。
一 第四十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
二 第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの
三 調査士会の会員でない者

(業務の範囲)
第二十九条 調査士法人は、第三条第一項第一号から第六号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。
一 法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部
二 民間紛争解決手続代理関係業務

2 民間紛争解決手続代理関係業務は、社員のうちに第三条第二項に規定する調査士がある調査士法人(調査士会の会員であるものに限る。)に限り、行うことができる。

(登記)
第三十条 調査士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(設立の手続)
第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員とならうとする調査士が、定款を定めなければならない。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項の規定は、調査士法人の定款について準用する。
3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
四 社員の氏名及び住所
五 社員の出資に關する事項

(成立の時期)
第三十二条 調査士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出)
第三十三条 調査士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方自治体の管轄区域内に設立された調査士会(以下「主たる事務所の所在地の調査士会」という。)及び調査士会連合会に届け出なければならない。(定款の変更)
第三十四条 調査士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

2 調査士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。(業務の執行)
第三十五条 調査士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する調査士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。(法人の代表)
第三十五条之二 調査士法人の社員は、各自調査士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の

同意によつて、社員のうち特に調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。
2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自調査士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に民間紛争解決手続代理関係業務について調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。
3 第一項の規定により調査士法人を代表する社員は、調査士法人の業務(前項の民間紛争解決手続代理関係業務を除く。)に關する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
5 第一項の規定により調査士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(社員の責任)
第三十五条之三 調査士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。
2 調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。
3 前項の規定は、社員が調査士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。
4 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人が民間紛争解決手続代理関係業務に關し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該調査士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員(当該調査士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。)が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該調査士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
5 前項本文に規定する債務についての調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該調査士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合は、前項と同様とする。

6 会社法第六百十二条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。

第三十五条の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて調査士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。(社員の常駐)

第三十六条 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方自治体の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。(民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い)

第三十六条の二 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、民間紛争解決手続代理関係業務を取り扱うことができない。(特定の事件についての業務の制限)

第三十六条の三 調査士法人は、次に掲げる事件については、筆界特定手続代理関係業務を行ってはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(第三条第一項第五号に規定する業務として受任している事件を除く)の相手方からの依頼による他の事件

四 使用人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

五 第二十二條の二第一項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する事件として第二項第一号から第五号までに掲げる事件として社員半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は

民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

六 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人以外の調査士法人にあつては、第三条第二項に規定する調査士である社員が相手方から民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならない。

一 前項第一号から第四号までに掲げる事件

二 第二十二條の二第一項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する事件として特定社員半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

(社員の競争の禁止)

第三十七条 調査士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の調査士法人の社員となつてはならない。

2 調査士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、調査士法人に生じた損害の額と推定する。(法定脱退)

第三十八条 調査士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 調査士の登録の取消し

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 第二十八條第二項各号のいずれかに該当することとなつたこと

五 除名

(解散)

第三十九条 調査士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 破産手続開始の決定

四 解散を命ずる裁判

六 第四十三條第一項第三号の規定による解散の処分

七 社員の欠亡

2 調査士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

3 調査士法人の清算人は、調査士でなければならない。(調査士法人の継続)

第三十九条の二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加人させて調査士法人を継続することができる。(裁判所による監督)

第三十九条の三 調査士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができ、

3 調査士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第三十九条の四 調査士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第三十九条の五 裁判所は、調査士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合に、調査士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該調査士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。(合併)

第四十条 調査士法人は、総社員の同意があるときは、他の調査士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 調査士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する調査士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人は、当該合併により消滅する調査士法人の権利義務を承継する。(債権者の異議等)

第四十条の二 合併をする調査士法人の債権者は、当該調査士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする調査士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する調査士法人及び合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする調査士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九條第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする調査士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。))に相当の財産を信託しなければならない。

ない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、調査士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第四十条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は調査士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（調査士に関する規定等の準用）

第四十一条 第一条、第二条、第二十条から第二十二條まで及び第二十四條の規定は、調査士法人について準用する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一条及び第六百二十二條の規定は調査士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百零一条、第六百零五条、第六百零九條、第六百零九條第一項及び第二項、第六百一十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三條の規定は調査士法人の社員について、同法第八百五十九條から第八百六十二条までの規定は調査士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三條中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第六百四十四條（第三号を除く。）、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二条から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九條第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九條第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九條第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五條の三」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本

文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六条、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、調査士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、調査士法人の解散の訴えについて準用する。

7 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六條の規定の適用については、調査士法人は、合名会社とみなす。

（調査士に対する懲戒）

第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 業務の禁止

（調査士法人に対する懲戒）

第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

（懲戒の手続）

第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思量するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五條第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該調査士又は当該調査士法人から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

（登録取消しの制限等）

第四十五条 法務大臣は、調査士に対し第四十二条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五條第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2 調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務大臣から第四十二条各号に掲げる処分の手続が終了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五條第一項第一号又は第十六條第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

（除斥期間）

第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。

文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六条、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

（調査士に対する懲戒）

第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 業務の禁止

（調査士法人に対する懲戒）

第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

（除斥期間）

第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。

（懲戒処分の公告）
第四十六条 法務大臣は、第四十二条又は第四十条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

第七章 土地家屋調査士会
（設立及び目的等）

第四十七条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。

2 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 調査士会は、法人とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十条及び第七十八条の規定は、調査士会について準用する。

（会則）
第四十八条 調査士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員に関する規定
- 三 会議に関する規定
- 四 会員の品位保持に関する規定
- 五 会員の執務に関する規定
- 六 入会及び退会に関する規定（入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む。）
- 七 調査士の研修に関する規定
- 八 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

九 調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定
 十 資産及び会計に関する規定
 十一 会費に関する規定
 十二 その他調査士会の目的を達成するために必要な規定

（会則の認可）

第四十九条 調査士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第七号から第十一号までに掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

2 前項の場合において、法務大臣は、調査士会連合会の意見を聴いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならない。

（調査士会の登記）
第五十条 調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
（調査士会の役員）

第五十一条 調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。
 3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
（調査士の入会及び退会）

第五十二条 第九条第一項の規定による登録の申請又は第十三条第一項の変更の登録の申請をする者は、その申請と同時に、申請を経由すべき調査士会に入会する手続をとらなければならない。

2 前項の規定により入会の手続をとつた者は、当該登録又は変更の登録の時に、当該調査士会の会員となる。

3 第十三条第一項の変更の登録の申請をした調査士は、当該申請に基づく変更の登録の時に、従前所属していた調査士会を退会する。
（調査士法人の入会及び退会）

第五十三条 調査士法人は、その成立の時に、主たる事務所のある所在地の調査士会の会員となる。

2 調査士法人は、その清算の終了の時又は破産手続開始の決定を受けた時に、所属するすべての調査士会を退会する。

3 調査士法人の清算人は、清算が終了したときは、清算終了の登記後速やかに、登記事項証明書を添えて、その旨を、主たる事務所のある所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 調査士法人は、その事務所のある所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所のある所在地）においてその旨の登記をした時に、当該事務所（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。

5 調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所のある所在地）においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。

6 調査士法人は、第四項の規定により新たに調査士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

7 調査士法人は、第五項の規定により調査士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。
（紛議の調停）

第五十四条 調査士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。
（法務大臣に対する報告義務）

第五十五条 調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない。

（注意勧告）
第五十六条 調査士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第八章 日本土地家屋調査士会連合会
（設立及び目的）

第五十七条 全国の調査士会は、会則を定めて、調査士会連合会を設立しなければならない。

2 調査士会連合会は、調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに調査士の登録に関する事務を行うことを目的とする。
（会則）

第五十八条 調査士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第四十八条第一号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる事項

二 第四十八条第二号及び第三号に掲げる事項
 三 調査士の登録に関する規定
 四 調査士会連合会に関する情報の公開に関する規定
 五 その他調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定
（会則の認可）

第五十九条 調査士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。
（建議等）

第六十条 調査士会連合会は、調査士又は調査士法人の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。
（調査士会に関する規定の準用）

第六十一条 第四十七条第三項及び第四項、第五十条並びに第五十一条の規定は、調査士会連合会に準用する。
（登録審査会）

第六十二条 調査士会連合会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、調査士会連合会の請求により、第十条第一項第二号若しくは第三号の規定による登録の拒否又は第十六条第一項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもって組織する。

4 会長は、調査士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、法務大臣の承認を受けて、調査士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会
（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記

の囑託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。

二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十三条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

（業務）

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

（協会の業務の監督）

第六十四条の二 協会の業務は、その主たる事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の監督に属する。

2 前項の法務局又は地方法務局長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができ

（調査士及び調査士法人に関する規定の準用）

第六十五条 第二十二條の規定は協会の業務について、第四十三條第一項、第四十四條及び第四十六條の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三條第一項、第四十四條第一項から第三項まで及び第四十六條中「法務大臣」とあるのは、「第六十四條の二第一項に規定する法務局又は地方法務局長」と読み替えるものとする。

（調査士の助言）

第六十六条 調査士会は、所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をすることができ

第十章 雑則

（権限の委任）

第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局長に委任することができ

（法務省令への委任）

第六十七条 この法律に定めるもののほか、調査士の試験、資格の認定、登録及び業務執行並びに協会の設立及び業務執行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（非調査士等の取締り）

第六十八条 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、弁護士、弁護士若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人が同項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の事務）に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第六十四条第一項に規定する事務を行うことを業とすることができない。

3 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

4 調査士法人でない者は、土地家屋調査士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

5 協会でない者は、公共囑託登記土地家屋調査士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十一章 罰則

第六十九条 調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十条 第二十二條の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 調査士法人が第四十一条第一項において準用する第二十二條の規定に違反したときは、その違反行為をした調査士法人の社員又は使用人は、百万円以下の罰金に処する。

3 協会の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二 第二十四條の二の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第七十二条 協会が第六十四条第二項の規定に違反したときは、その違反に係る同項に規定する事務を取り扱い、又は取り扱われた協会の理事又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第六十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 協会が第六十八条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十八條第三項の規定に違反した者

二 第六十八條第四項の規定に違反した者

三 第六十八條第五項の規定に違反した者

第七十四条の二 第四十條の二第六項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十條第二項若しくは第三項又は第七十二條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第七十六条 調査士会又は調査士会連合会が第五十條第一項（第六十一條において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は調査士会連合会の代表者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十條の二第六項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第四十條の二第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき

二 第四十條の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき

三 第四十條の二第六項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき

四 定款又は第四十一條第二項において準用する会社法第六百五十五條第一項の会計帳簿若しくは第四十一條第二項において準用する同法

第六百十七條第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第五 第四十一条第三項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第六 第四十一条第三項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

第七 第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

附則抄

1 この法律は、土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)施行の日から施行する。

附則(昭和二十六年六月四日法律第一九五号)抄

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則(昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号)抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則(昭和三十一年三月二二日法律第一九号)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の土地家屋調査士に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に土地家屋調査士である者は、土地家屋調査士法第三条の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の土地家屋調査士法(以下「新法」という。)の規定による土地家屋調査士とみなす。

(従前の土地家屋調査士会に関する経過規定)

3 この法律の公布の際現に存する土地家屋調査士会は、この法律の施行前に、新法第十五条及び第十五条の二の例により、会則を変更し、法務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新法第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」とあるのは、「土地家屋調査士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第十九号)」による改正前の土地家屋調査士法

の規定による土地家屋調査士会連合会」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日における効力を生ずるものとし、この法律による改正前の土地家屋調査士法の規定による土地家屋調査士会は、前項の規定による認可を受けたものに限る。この法律の施行後も、引き続き、新法の規定による土地家屋調査士会として存続するものとする。

(従前の土地家屋調査士会連合会に関する経過規定)

5 この法律の施行の際現に存する土地家屋調査士会連合会は、新法の規定による土地家屋調査士会連合会とする。

附則(昭和三十五年三月三十一日法律第一四号)抄

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第十七条 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

2 この法律の施行の際現に土地家屋調査士名簿に登録を受けている者及び昭和三十五年九月三十日まで土地家屋調査士名簿に登録を受ける者の土地家屋調査士の資格に関しては、前項の規定による改正後の土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則(昭和四一年六月三〇日法律第九八号)抄

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第四条から第六条まで、第十条(資産再評価審議会及び接収貴金属等処理審議会に係る部分に限る。)、第十一条、第十三条、第十五条、第二十五条、第二十八条及び第三十二条から第五十一条までの規定は、昭和四十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則(昭和四二年六月二二日法律第三六号)抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 登録免許税法別表第一の第二十三号の(三)(十三)、(十六)及び(十七)、第三十一号、第四十三号から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許(以下「登録等」とい

う。)の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署(以下「登録官署等」という。)に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付してるときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

附則(昭和四二年七月一八日法律第六六号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定の例による部分の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行と同時に、第一条の規定による改正前の司法書士法(以下「旧司法書士法」という。)による司法書士会(以下「旧司法書士会」という。)は、同条の規定による改正後の司法書士法(以下「新司法書士法」という。)による法人たる司法書士会(以下「新司法書士会」という。)となり、旧司法書士会の役員は、退任するものとする。

3 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならない。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」という。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」という。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の

例により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならない。

6 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二項から前項までの規定の例による。

附則(昭和五三年六月二三日法律第八二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。

8 この法律による改正後の土地家屋調査士法第四号第七号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

附則(昭和五四年一月二八日法律第六六号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際改正後の土地家屋調査士法第四号各号の一に該当する者で改正前の土地家屋調査士法第四号に該当しないものに対しては、当該事由について、改正後の土地家屋調査士法第四号の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 法務大臣は、当分の間、改正後の土地家屋調査士法第三号第二号に規定する認定のため必要があるときは、土地家屋調査士試験に準じ、土地家屋調査士の業務を行うのに必要な土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能について試験を実施しなければならない。

附則(昭和五八年五月二〇日法律第四四号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和六〇年六月二八日法律第八六号)抄

務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、附則第一条第一号に定める日から生ずるものとする。

第十條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

第一條 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

第十二條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三條 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

第一條 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則 (平成一七年四月一三日法律第二九号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置) 第四條 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の土地家屋調査士法第四条第二号に規定する調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められた者は、第三条の規定による改正後の土地家屋調査士法(附則第十条において「新土地家屋調査士法」という。)第四条に規定する調査士となる資格を有する者とみなす。

第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新土地家屋調査士法第三条第二項に規定する民間紛争解決手続代理関係業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成二三年五月二五日法律第五三号) 抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一條 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの(取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。)

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月二七日法律第九一号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (令和元年六月一二日法律第二九号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

第六條 施行日前に第二条の規定による改正前の土地家屋調査士法(以下「旧土地家屋調査士法」という。)第三十九条第二項の規定により解散した土地家屋調査士法人は、施行日以後その清算が終了するまで(解散した後三年以内に限る。)の間に、その社員が当該土地家屋調査士法人を継続する旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会に届け出ることにより、当該土地家屋調査士法人を継続することができ(清算終了後の土地家屋調査士法人の懲戒に関する経過措置)

第七條 第二条の規定による改正後の土地家屋調査士法(以下「新土地家屋調査士法」という。)第四十三条第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定による処分の手続に付された土地家屋調査士法人については適用する。

第八條 新土地家屋調査士法第四十四条第三項(新土地家屋調査士法第四十二条第一号及び第四十三条第一項第一号に掲げる処分に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続を開始する処分について適用する。

2 新土地家屋調査士法第四十五条の二の規定は、施行日以後に行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続を開始する処分について適用する。

第九條 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲戒の手続に關し、施行日前に旧土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の規定により法務局又は地方法務局長がした処分、手続その他の行為は、施行日以後は、新土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の相当規定により法務大臣がした処分、手続その他の行為とみなす。

2 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲戒の手続に關し、この法律の施行の際現に旧土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の規定により法務局又は地方法務局長がした処分、手続その他の行為は、施行日以後は、新土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の相当規定により法務大臣がした処分、手続その他の行為とみなす。

2 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲戒の手続に關し、この法律の施行の際現に旧土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の規定により法務局又は地方法務局長がした処分、手続その他の行為は、施行日以後は、新土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の相当規定により法務大臣がした処分、手続その他の行為とみなす。

定により法務大臣に対してされた通知その他の行為とみなす。

3 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲戒の手續に關し、施行日前に旧土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の規定により法務局又は地方法務局の長に対して報告その他の手續をしなければならぬとされている事項で、施行日前にその手續がされていぬものについては、施行日以後は、これを、新土地家屋調査士法又はこれに基づく命令の相当規定により法務大臣に対してその手續をしなければならぬものとみなして、当該相当規定を適用する。

(政令への委任)
第十條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年六月一日法律第三七号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九七條(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。)、第一百一十條、第一百四十三條、第一百四十九條、第一百五十二條、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日)
- 二 (行政庁の行為等に関する経過措置) 第二條 この法律(前条各号に掲げる規定において)は、当該規定。以下この条及び次条において(同じ。の)施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七條 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員資格を成年被後見人又は被保護人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則 (令和元年二月一日法律第七一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九條中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定(「第六十八條第二項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。)、第二十一條中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四條の改正規定、第四十一條中保険業法附則第一條の十四第一項の改正規定、附則第十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十七條第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百二十五條の規定 公布の日)
- 二 略
- 三 第一條中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四條の改正規定(「並びに第三百二十二條」を「、第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に改める部分に限る。)、第三條から第五條までの規定、第六條中商業登記法第七條の二、第十一條の二、第十五條、第十七條及び第十八條の改正規定、同法第四十八條の前の見出しを削る改正規定、同法から同法第五十條まで並びに同法第八十二條第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七條第一項及び第二項並びに第九十一條第一項の改正規定、同法第九十一條の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。))並びに同法第九十五條、第一百

一條、第一百八條及び第一百三十八條の改正規定、第九條中社債、株式等の振替に関する法律第五十一條第二項第一号の改正規定、同法第五十五條第一項の改正規定(「(以下この条)の下に」及び「第五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十八條第二項の表第五十九條第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五條第一項の改正規定(「まで」の下に「、第二百五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第二項の表第五十九條第一項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九條第二項の表に次のように加える改正規定、第十條中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所の所在地における登記(第三百二十二條―第三百十四條)」を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四百七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一七條第二項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定(「第四十九條から第五十二條まで」を「第五十一條、第五十二條」に、「及び第三百三十二條」を「、第三百三十二條から第三百三十七條まで及び第三百三十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。))並びに同法第三百四十二條第十号の次に一號を加える改正規定、第十七條中信託法第二百四十七條の改正規定(「第三項を除く。」「第十八條」を削る部分に限る。)、第十八條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五條中金融商品取引法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四第二項を削る改正規定、同法第九十條の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五號及び第十六號」を「第十四號及び第十五號」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「「読み替える」を「、同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第九十條にお

いて準用する商業登記法(」と、「商業登記法第四百五十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十條において準用する商業登記法第四百五十五條」と読み替える)に改める部分を除く。)、同法第九十條の四、第九十一條の二十第一項、第九十二條第一項及び第九十二條の十の改正規定、同法第九十二條の十一の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五號及び第十六號」を「第十四號及び第十五號」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第九十條において準用する商業登記法第四百五十五條」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第九十條において準用する商業登記法第四百五十五條」と読み替える)に改める部分を除く。))並びに同法第九十二條中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條から第二十四條の二までの改正規定及び同法第二十五條の改正規定(「第二十三條の二まで」を「第十九條の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一條から」に、「第十五號及び第十六號」を「第十四號」に改める部分を除く。)、第三十二條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四條第一項の改正規定(「第三百五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四條第四項の改正規定、同法第六十六條第二項第八号の次に一號を加える改正規定、同法第七十七條の改正規定(「第二十條第一項及び第七項」を削る部分及び「、同法第二十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第三百七十五條」との下に「、同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八號)第一百七十七條において準用する商業登記法(」と、「商業登記法第四百五十五條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條において準用する商業登記法第四百五十七條」を加える部分を除く。))及び同法第二百四十九條第九号の次に一號を加える改正規定、第三十四條中信用金庫法の目次の改正規定

いて準用する商業登記法(」と、「商業登記法第四百五十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十條において準用する商業登記法第四百五十五條」と読み替える)に改める部分を除く。)、同法第九十條の四、第九十一條の二十第一項、第九十二條第一項及び第九十二條の十の改正規定、同法第九十二條の十一の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五號及び第十六號」を「第十四號及び第十五號」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第九十條において準用する商業登記法第四百五十五條」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第九十條において準用する商業登記法第四百五十五條」と読み替える)に改める部分を除く。))並びに同法第九十二條中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條から第二十四條の二までの改正規定及び同法第二十五條の改正規定(「第二十三條の二まで」を「第十九條の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一條から」に、「第十五號及び第十六號」を「第十四號」に改める部分を除く。)、第三十二條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四條第一項の改正規定(「第三百五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四條第四項の改正規定、同法第六十六條第二項第八号の次に一號を加える改正規定、同法第七十七條の改正規定(「第二十條第一項及び第七項」を削る部分及び「、同法第二十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第三百七十五條」との下に「、同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八號)第一百七十七條において準用する商業登記法(」と、「商業登記法第四百五十五條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條において準用する商業登記法第四百五十七條」を加える部分を除く。))及び同法第二百四十九條第九号の次に一號を加える改正規定、第三十四條中信用金庫法の目次の改正規定

「並びに第三百三十二条」を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第九百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、」を削る部分に限る。）、第七十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則 （令和二年五月二十九日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日